

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

○北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成 24 年 12 月 19 日

条例第 50 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第 3 条―第 8 条）

第 3 章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第 9 条―第 12 条）

第 4 章 雑則（第 13 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第 2 章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第 3 条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を持し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（令 3 条例 20 ・ 一部改正）

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 4 条 前条及び第 8 条に定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、法第 17 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

（非常災害対策）

第 5 条 前条の規定にかかわらず、養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

（必要な設備）

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず、養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- （1） 居室
- （2） 静養室
- （3） 食堂
- （4） 集会室
- （5） 浴室
- （6） 洗面所

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (1 0) 宿直室
- (1 1) 職員室
- (1 2) 面談室
- (1 3) 洗濯室又は洗濯場
- (1 4) 汚物処理室
- (1 5) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
(地域との連携等)

第 7 条 第 4 条の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その運営に当たっては、当該養護老人ホームが所在する地域の自治会等の地縁による団体（次項において「自治会等」という。）に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等（以下この項において「地域住民等」という。）との連携、協力等により地域との交流を図るとともに、当該養護老人ホーム内に地域住民等と交流するための場所を設けるよう努めなければならない。

2 養護老人ホームは、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。

（暴力団員等の排除）

第 8 条 養護老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 当該養護老人ホームを設置する法人の役員又は当該養護老人ホームの長（以下これらを「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- (3) 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められる

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

こと。

(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。

(5) 役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。

(6) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

（令3条例20・令6条例41・一部改正）

第3章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（特別養護老人ホームの基本方針）

第9条 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。付則第3項において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この項、次条第1項及び付則第3項において「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。）及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。）（次条及び付則第3項においてこれらを「ユニット型特別養護老人ホーム等」という。）を除く。この条及び付則第2項において同じ。）は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(平 2 8 条例 3 1 ・ 令 3 条例 2 0 ・ 一部改正)

(ユニット型特別養護老人ホーム等の基本方針)

- 第 1 0 条 ユニット型特別養護老人ホーム等は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
- 2 ユニット型特別養護老人ホーム等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
 - 3 ユニット型特別養護老人ホーム等は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令 3 条例 2 0 ・ 一部改正)

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第 1 1 条 前 2 条及び次条（第 8 条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、法第 1 7 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(準用)

第 1 2 条 第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、これらの規定中「養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、第 5 条中「前条」とあり、及び第 7 条中「第 4 条」とあるのは「第 1 1 条」と読み替えるものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 1 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホームについては、第 1 1 条の規定にかかわらず、居室の定員は、4 人以下とする。ただし、この条例の施行の日以後に増築をする場合における当該増築に係る部分にあっては、この限りでない。

(ユニット型特別養護老人ホーム等の設備に関する基準の特例)

3 国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 8 条第 7 項の規定による内閣総理大臣の認定を受けた区域計画（同条第 1 項に規定する区域計画をいう。）に定められたユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例事業を実施するユニット型特別養護老人ホーム等にあつては、第 1 1 条の規定によりその基準によることとされる特別養護老人ホームの設備及

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 35 条第 4 項第 1 号ロ（1）又は第 61 条第 4 項第 1 号ロ（1）の規定にかかわらず、隣接する 2 のユニットの共同生活室を一体的に利用できるものとする。この場合において、当該共同生活室は、隣接する 2 のユニットの入居者が交流し、及び共同生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものでなければならない。

（平 28 条例 31・追加）

付 則（平成 28 年 6 月 22 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和 3 年 6 月 25 日条例第 20 号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 1 条の規定による改正後の北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第 3 条第 4 項の規定、第 2 条の規定による改正後の北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第 3 条第 4 項、第 9 条第 5 項及び第 10 条第 3 項の規定並びに第 3 条の規定による改正後の北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第 6 条第 3 項、第 13 条第 3 項、第 16 条の 3 第 5 項、第 18 条第 4 項、第 19 条第 3 項、第 23 条第 4 項、第 24 条第 3 項、第 26 条の 3 第 4 項、第 26 条の 4 第 3 項、第 28 条第 3 項、第 32 条第 3 項及び第 36 条第 5 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

付 則（令和 6 年 12 月 20 日条例第 41 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。